

①児童扶養手当の現況届について

問 こども課 こども家庭センター係
(保健センター) ☎ 85-9095

児童扶養手当を受給するためには、毎年「現況届」を提出する必要があります。給付対象者には書類を郵送しますので、8月30日(金)までに必ず提出してください。

※今年7月以降に新規申請した人は、今年の現況届の提出は必要ありません。

児童扶養手当とは？

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している、ひとり親家庭の父母または養育者(祖父母など)に支給される手当です。ただし、請求者及び同居家族の所得によって支給制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

▽支給額(月額)

(令和6年11月から適用)

区分	全額支給の場合	一部支給の場合※
児童1人	45,500円	10,740円 ~ 45,490円
児童2人目以降の加算額	10,750円	5,380円 ~ 10,740円

※一部支給の場合の金額は、請求者の所得に応じて決まります。

▽支給回数

年6回(奇数月の1月、3月、5月、7月、9月、11月に支給します)



提出がないと、手当を受給できなくなる場合があります

提出がない場合、11月以降の給付が差し止められます。また、2年度分提出がない場合は受給資格がなくなります。

②ひとり親家庭等医療費受給資格の更新について

問 こども課 こども家庭センター係
(保健センター) ☎ 85-9095

ひとり親家庭等医療費を受給するためには、毎年、更新の手続が必要です。給付対象者には書類を郵送しますので、8月30日(金)までに必ず手続きをしてください。※未申請の人はお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成制度とは？

母子家庭の母、父子家庭の父及び児童が、医療保険により医療機関等で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の全額を助成する制度です。請求者及び同居家族の所得によって支給制限があります(児童扶養手当の所得制限と同様)。詳しくは、お問い合わせください。

▽助成対象

次のいずれかに該当し、かつ所得が一定の基準を超えない世帯

- ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童で、父子家庭・母子家庭の児童、または父母のいない児童
- ・母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満の児童を養育している人

母子・父子自立支援員が相談を受け付けます

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や寡婦の皆さんが抱えるいろいろな悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをしています。電話相談のほか、家庭訪問も行っています。お気軽にご相談ください。

問 鳥栖保健福祉事務所 ☎ 83-2172

母子・父子自立支援員による出張相談

▽日時 8月20日(火)

午後1時30分～4時30分

▽会場 基山町保健センター 保健相談室



8月20日(火)は、午後7時まで窓口受付を行っています。ご利用ください。